

昭和五十七年十二月九日提出
質 問 第 一 号

白島石油備蓄基地建設問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十七年十二月九日

提出者

草 川 昭 三 大 橋 敏 雄 鍛 冶 清

衆 議 院 議 長 福 田 一 殿

白島石油備蓄基地建設問題に関する質問主意書

政府は石油の安定的供給のため国家プロジェクトとして全国に石油備蓄基地の建設を進めている。なかでも石油公団が北九州市若松沖に建設する白島洋上石油備蓄基地は、その工事受注等をめぐり、現在数多くの疑惑が指摘されている。

我々は、これらの疑惑を解明するためこれまで石油公団を始め各省から、事実の説明を求めるとともに、独自に現地調査を行ってきた。しかし、政府は十分な資料を提供しないばかりか、当局のこれまでの説明と我々の調査との間にも多くの相違があるので、以下の点について質問する。

一 白島石油備蓄基地建設に当たり、漁業補償の対象でない山口県の三十九漁業協同組合に対して、六億五千万円の漁業補償金と事務諸費七千五百万円が支払われているが、

1 何故山口県の漁業協同組合だけに事務諸費が支払われたのか、支払いの根拠を明らかにするとともに、支払いに至った経過を説明されたい。

2 事務諸費としては高額過ぎると思うが、算定の内訳を明示されたい。

3 福岡県の漁業協同組合に対して総額四十八億円の漁業補償金が支払われているが、補償額算定の基礎となつた福岡県の各漁協のそれぞれの漁獲高を明らかにされたい。

二 白島石油備蓄会社の基地建設工事の発注並びに運輸省港湾局の北九州市からの受託工事の発注方法は、それぞれ随意契約によるものか、競争契約によるものか、明らかにされたい。

三 石油公団の白島基地建設計画に先立つて日立造船等民間の企業グループが巨額の調査費、工
作費を支出して受注活動を行っており、その調査費の一部約九億円の支払い内訳は、すでに企
業側から石油公団に報告されたと言われるが、事実かどうか、また、名目のいかんを問わず、
企業側の先行投資分を石油公団あるいは白島備蓄会社が保証、負担する約束及び支払いの事実

はないか、明らかにされたい。

四 昭和五十三年度に石油公団が、財団法人日本造船技術センター外二法人に対し調査委託した成果品「洋上石油備蓄システム基本計画策定業務報告書」が、すでに民間業者に漏れていることが、我々の調査でも明らかになつてはいるが、石油公団は漏えいの事実を承知しているか、また、どう対処するのか、明らかにされたい。

五 問四の「業務報告書」の二四ページに、「九州西岸地区に所在する大型設備で効率的に連続建造することが望ましい」と記述されているが、

1 この記述は、公的なフィージビリティ・スタディの範囲を逸脱し、実質的に受注業者を特定することになると考えるが、所見を伺いたい。

2 九州西岸地区に大型建造設備を有する企業名を明示されたい。

六 白島石油備蓄基地の事業認可が未だなされていないにもかかわらず、「白島洋上石油備蓄基地

管理株式会社」なる法人が関係者によつて昭和五十六年六月に設立されているが、

1 石油公団あるいは白島石油備蓄会社は、将来の基地施設の管理等について何らかの保証を当該管理会社に与えているのか。

2 基地完成後の施設の管理や船の洗浄等の業務は、備蓄会社が直接行うのか、委託するのか、明らかにされたい。

七 白島に臨接する海域は、防衛庁所管の訓練海域となっているが、

1 訓練海域の移転計画の現状はどうなっているか。

2 移転先が決定されなくても事業認可は行われるのか。

3 移転費用は、防衛庁の五十八年度予算の概算要求の中に含まれているのか、含まれていれば金額はいくらか、明示されたい。

八 白島備蓄基地建設の事業認可の見通しはどうか、明らかにされたい。

九 国は昭和四十八年より、「石油の海洋備蓄システムの研究」を社団法人日本海洋開発産業協会に委託しているが、

1 総委託金額はいくらか。

2 成果品の報告年月日とその内容を明らかにされたい。

右質問する。